

2008 年 8 月 29 日

郵便事業株式会社

郵便局株式会社

**平成20年岩手・宮城内陸地震に伴う被災地への日本郵政グループの
救援対策（取扱期間の延長）**

日本郵政グループでは、平成20年岩手・宮城内陸地震による被災者の救援活動を支援するため、被災者の救援等を行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施しておりますが、その取扱期間を延長します。

1 送付先

別紙のとおり

2 取扱条件

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除の取扱条件は次のとおりです。

(1) 内容品及び取扱い

災害義援金を内容とする現金書留郵便物としたもので、現金書留以外の特殊取扱とされないもの

(2) 表 示

表面の見やすい所に「救助用郵便」と記載されたもの

(3) その他

ア 配分方法について、条件を付けられていないもの

イ 個人から差し出されたもの

3 取扱郵便局及び取扱店

郵便局（簡易郵便局を含みます。）及び郵便事業会社支店（現金書留郵便物の引受のみ）

4 その他

災害義援金を内容とする現金書留郵便物は、当該郵便物の取扱期間中、ゆうゆう窓口においても引受けを実施します。

なお、支店によってゆうゆう窓口の取扱時間が異なりますので、最寄りの支店にご確認ください。

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 経営企画部門 渉外広報部 電話：(直通) 03-3504-9798 (FAX) 03-3592-7620	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666 (有料) 〔受付時間 平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00〕
郵便局株式会社 総務部 広報室 (報道担当) 電話:(直 通) 03-3504-4127 (FAX) 03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から：0570-046-666 (有料) 〔受付時間 平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00〕

取扱期間を延長する災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先

自治体名等	送 付 先	取扱延長期間
岩手県一関市	〒021-8501 一関市竹山町 7 - 2 一関市役所	平成 20 年 9 月 1 日(月)から 平成 20 年 10 月 31 日(金)まで
宮城県栗原市	〒987-2252 栗原市築館薬師 1 - 7 - 1 栗原市役所	
社会福祉法人 宮城県共同募金会	〒984-0051 仙台市若林区新寺 1 - 4 - 2 8 社会福祉法人宮城県共同募金会	
岩手県奥州市	〒023-8501 奥州市水沢区大手町 1 - 1 奥州市役所	